

美 波 町 長 殿

住所
申請者
氏名

印

定住促進補助金交付申請書
(空家の有効利活用に係る増改築事業補助金)

定住促進補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業の区分 自治組織等による借家利用・転入希望者及び住民による自己利用
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書（別紙1）
 - (2) 収支予算書（別紙2）
 - (3) 空家の位置が確認できる図面
 - (4) 増改築部分を明示した間取り図
 - (5) 現況のわかる写真
 - (6) 賃貸借契約書（写）
 - (7) 見積書（写）
 - (8) 協定書（案）（別紙3）
 - (9) 居住家族構成報告書（別紙4）
 - (10) 登記事項要約書
 - (11) 誓約書（別紙5）
 - (12) 納税証明書（※町内に住所を有する者は除く）
 - (13) 借入申込書（写）
 - (14) 償還計画表（写）
 - (15) 家屋所有者の同意書（※家屋を購入する者は除く）
 - (16) その他町長が必要と認めるもの

別紙1

事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

(注) 事業着手予定日、工事予定期間等についても記載してください。
増改築・改造については、施工面積、施工内容等を記載して下さい。
事業完了後5年以内に居住以外の活用予定がある場合は必ず記載してください。

別紙2

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分		金 額	備 考
町 補 助 金		円	
そ の 他			
	自己資金		
計			

2 支出の部

事業区分	補助事業に 要する経費 (A+B)	負 担 区 分		備考
		町 補 助 金 (A)	その他 (B)	
		円	円	
計				

空き家の利活用事業に関する協定書

申請者が定住を目的に賃貸借した下記物件について、美波町定住促進対策条例（平成 18 年美波町条例第 14 号）の定めに基づく定住・交流を目的とする空家の有効利活用事業を申請するにあたり、申請者と美波町は以下の協定を締結する。

物件の所在地

構造等

所有者 住所

氏名

協定事項

1. 定住用に活用する場合にあっては、入居者の氏名及び家族構成等を町に報告する。
2. 美波町定住促進対策条例施行規則第 5 条に定める下記支給の条件に違反していないものとする。
(支給の条件)
 - ・ 町税等を滞納していないこと。
 - ・ 国、県又は町が実施する他の同様の補助金等の交付を重複して受けていないこと。
 - ・ 原則として、対象補助事業後において居住地の町内会に加入していること。
 - ・ 売買を目的としていないこと。
 - ・ 対象補助事業の各事業と同じ補助金支給を過去において受けていないこと。
3. 定住、交流の如何にかかわらず協定書締結日から 5 年以上の期間利活用するものとし、正当な理由がないにもかかわらず長期間利活用が無いか又は利活用を放棄した場合、その他美波町定住促進対策条例等に違反したときは、補助金を返還するものとする。この場合の返還額は、美波町定住促進対策条例施行規則に定めるところにより算出するものとする。
4. 事業完了から 5 年以内は、増改築した家屋を居住以外で活用（店舗利用等）しないものとする。ただし、申請時の事業計画書に記載があったものについてはその限りではない。
5. 美波町定住促進対策条例及び美波町定住促進対策条例施行規則に同意したものとする。

本協定を証するため本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

申請者 住所

氏名 ㊤

美波町長

空き家の利活用事業に関する協定書

申請者が定住を目的に賃貸借した下記物件について、美波町定住促進対策条例（平成 18 年美波町条例第 14 号）の定めに基づく定住・交流を目的とする空家の有効利活用事業を申請するにあたり、申請者と美波町は以下の協定を締結する。

物件の所在地

構造等

所有者 住所

氏名

協定事項

1. 定住用に活用する場合にあっては、入居者の氏名及び家族構成等を町に報告する。
2. 美波町定住促進対策条例施行規則第 5 条に定める下記支給の条件に違反していないものとする。
(支給の条件)
 - ・ 町税等を滞納していないこと。
 - ・ 国、県又は町が実施する他の同様の補助金等の交付を重複して受けていないこと。
 - ・ 原則として、対象補助事業後において居住地の町内会に加入していること。
 - ・ 売買を目的としていないこと。
 - ・ 対象補助事業の各事業と同じ補助金支給を過去において受けていないこと。
3. 定住、交流の如何にかかわらず協定書締結日から 5 年以上の期間利活用するものとし、正当な理由がないにもかかわらず長期間利活用が無いか又は利活用を放棄した場合、その他美波町定住促進対策条例等に違反したときは、補助金を返還するものとする。この場合の返還額は、美波町定住促進対策条例施行規則に定めるところにより算出するものとする。
4. 事業完了から 5 年以内は、増改築した家屋を居住以外で活用（店舗利用等）しないものとする。ただし、申請時の事業計画書に記載があったものについてはその限りではない。
5. 美波町定住促進対策条例及び美波町定住促進対策条例施行規則に同意したものとする。

本協定を証するため本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

申請者 住所

氏名 ㊤

美波町長

別紙4

(定住促進申請用①)

居住家族構成報告書

1 申請者	氏名			
	生年月日	年	月	日(歳)
2 同居家族	氏名			
	続柄			
	生年月日	年	月	日(歳)
3 同居家族	氏名			
	続柄			
	生年月日	年	月	日(歳)
4 同居家族	氏名			
	続柄			
	生年月日	年	月	日(歳)
5 同居家族	氏名			
	続柄			
	生年月日	年	月	日(歳)

この住宅に居住するものは上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申請者名

㊞

別紙5

(定住促進申請用②)

誓 約 書

申請者およびこれらの同居者は、下記に相違ないことを誓約します。

- 1) 対象となる家屋の所有者が申請者を含む居住者すべての者と3親等内の親族でない。
- 2) 対象となる家屋の所有者が死亡し所有権移転がなされていない場合において、すべての相続権者が3親等以内の親族でない。

年 月 日

申請者 住所
氏名

印

美波町長 殿